

議会運営委員会

日 時 令和7年12月19日（金）午後2時～

場 所 全員協議会室

1 議案の撤回について【別紙No.1】

(1) 第15号議案 亀岡市企業立地促進条例を廃止する条例の制定について

2 追加議案について

(1) 概 要 (別添)

第21号議案 令和7年度亀岡市一般会計補正予算（第5号）

第22号議案 令和7年度亀岡市水道事業会計補正予算（第2号）

3 議員提案議案について

(1) 議第1号議案 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について【別紙No.2】

○討論

(2) 議第2号議案 亀岡市議会ハラスメント防止条例の制定について【別紙No.3】

○発議者

○提案理由説明

○質疑、付託：省略

○討論

(3) 亀岡市議会ハラスメント防止条例施行規程の制定について【別紙No.4】

4 12月議会最終日（12月22日）の日程等について

(1) 会議予定 ※午前10時から

- ① **本会議**（議案の撤回、追加議案の提案理由説明、質疑、付託）
- ② 3 常任委員会（付託議案審査～表決 《休憩》 委員長報告確認等）

※総務文教常任委員会は、付託議案なし

<議運事前調整>

- ③ 議会運営委員会

<会派会議>

- ④ **本会議**（詳細は（2）議事日程参照）

※午後1時30分頃予定（委員会等の進行により遅れる場合あり）

- ⑤ 議長記者会見、広報部会・広聴部会

(2) 議事日程

（諸報告）

第1 議案の撤回について

第2 第21号議案及び第22号議案（提案理由説明、質疑、付託）

◎付託表（その2）はサイドブック스에格納

《休憩》

第3 第1号議案から第14号議案及び第16号議案から第22号議案
（委員長報告～表決）

第4 議第1号議案（討論、表決）

第5 議第2号議案（提案理由説明、質疑、付託、討論、表決）

※実施する場合

第6 議員の派遣について（表決）

(3) 修正案【別紙No.5】

○第1号議案 亀岡市一般会計補正予算（第4号）に対する修正案

○発議者の決定

(4) 日程第2の流れ

①委員長報告 ②修正案提出者の説明（登壇）

③委員長報告・修正案への質疑 ④討論 ⑤表決

(5) 討論通告期限 **本日19日（金）午後4時**

※第21号議案及び第22号議案は委員会での議案審査終了時

5 議員の派遣について【別紙No.6】

- (1) 京都府議会・市町村議会正副議長合同研修会
京都府京都市 1月30日 副議長の派遣
- (2) 市町村職員等共同研修
京都府京都市 2月 6日 議長、副議長の派遣

6 令和7年亀岡市議会定例会令和8年2月特別議会及び3月議会日程案について【別紙No.7】

- 2月特別議会 2月 9日（月）
- 3月議会 2月20日（金）～3月27日（金）

7 その他

(1) 執行部のペーパーレス化について

○先例・申合せ

- 131 本会議場に、亀岡市議会タブレット端末及び亀岡市が貸与し議長が許可したパソコン等（以下「市端末」という。）を持ち込み、使用することができる。
- (1) 亀岡市議会タブレット端末の使用は、亀岡市議会タブレット端末及び文書共有システム等使用基準による。市端末における文書共有システムの使用等については同基準によるものとし、市端末の使用は、亀岡市情報セキュリティポリシーによる。
 - (2) 亀岡市議会タブレット端末及び市端末以外の携帯端末、パソコン等を持ち込む場合は、外部通信をしてはいけない。

(2) 議会運営委員会等の日程

- 1 2月22日（月）3常任委員会終了後 議運事前調整（正副議長、正副委員長）
上記終了後 議会運営委員会

(3) 1月の委員会等の日程

- 1月 7日（水）13：30～ 広報部会
- 14日（水）10：00～ 環境市民厚生常任委員会
- 15日（木）10：00～ 広報部会
- 19日（月）10：00～ 幹事会
13：30～ 議員団研修会
- 21日（水）10：00～ 総務文教常任委員会

22日(木) 10:00～ 産業建設常任委員会
23日(金) 10:00～ 幹事会



7 総 第 1 2 3 6 号
令和 7 年 1 2 月 2 2 日

亀岡市議会議長
小 川 克 己 様

亀岡市長 桂 川 孝 裕

議 案 撤 回 申 出 書

件 名 第 1 5 号 議 案
亀岡市企業立地促進条例を廃止する条例の制定について

令和 7 年 1 2 月 1 日 付 け で 令 和 7 年 亀 岡 市 議 会 定 例 会 1 2 月 議 会
に 提 出 し た 上 記 の 議 案 は 、 次 の 理 由 に よ り 撤 回 し ま す 。

理 由 企 業 誘 致 に 関 す る 企 業 ニ ー ズ 等 に つ い て 、 再 度 精 査 す る
た め

議第1号議案

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年
亀岡市条例第24号）の一部を改正する条例を次のように制定する
ものとする。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に
関する条例の一部を改正する条例

第1条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和
31年亀岡市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第1条中「560,000円」を「568,000円」に「4
90,000円」を「497,000円」に「440,000円」
を「446,000円」に改める。

第5条第2項中「12月に支給する場合には100分の17
2.5」を「12月に支給する場合には100分の177.
5」に改める。

第2条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部
を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の172.5」を「100分の
175」に、「100分の177.5」を「100分の175」
に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、令和7年12月1日から適
用する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行す
る。

（期末手当の内払）

2 この条例による改正前の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等
に関する条例の規定に基づいて、令和7年12月1日からこの条

例の施行の日の前日までの間に支払われた期末手当は、この条例による改正後の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議第2号議案

亀岡市議会ハラスメント防止条例の制定について

亀岡市議会ハラスメント防止条例を次のように制定するものとする。

亀岡市議会ハラスメント防止条例

(目的)

第1条 この条例は、議員間又は議員と職員との間におけるハラスメントの防止及び排除のために必要な事項を定め、良好な職務環境を確保することで、市政の効率的運用に寄与し、もって信頼される議会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「ハラスメント」とは、次に掲げる行為であって、人権侵害のおそれのあるもの又は個人の職務環境を害するものをいう。

(1)言葉等により、相手を傷つける行為、苦痛を与える行為、不快にさせる行為又は不利益を与える行為

(2)社会的又は性的な差別により、相手に精神的な苦痛を与える行為

(3)職務上の地位、役職等の優位性を背景に、適正な職権の範囲を超えて、相手に精神的な苦痛を与える行為

(4)性的指向、性自認等の望まない情報の暴露により、プライバシーを侵害し、相手を傷つける行為

2 この条例において「職員」とは、市長、副市長、病院事業管理者、教育長及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職の者をいう。

(適用範囲)

第3条 この条例は、議員間又は議員と職員との間において生じたハラスメントについて適用する。

(議長等の責務)

第4条 議長は、ハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、第7条の申出があったときは、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。

2 議長は、ハラスメントに関する相談に的確に対応するため、必要な相談体制の整備に努めるものとする。

(議長の職務代行)

第5条 議長が第7条の申出の対象となったときは副議長が、議長及び副議長がともに同条の申出の対象となったときは議会運営委員長がこの条例に規定する議長の職務を行うものとする。

(議員の責務)

第6条 議員は、市民の代表として常に高い倫理観を持ち、ハラスメントの防止及び排除に努めなければならない。

2 議員は、ハラスメントが行為者の意図とは関係なく生じ得ること及び議員と職員とが特殊な関係にあることを自覚し、他の議員及び職員を個人として尊重することを通じて、誠実かつ公正な活動に努めなければならない。

3 議員は、自身によるハラスメントがあったと疑われたときは、自ら誠実な態度をもって事実を明らかにし、説明責任を果たさなければならない。

(相談及び苦情の申出)

第7条 議員又は職員は、議員からハラスメントによる被害を受け、又はその事実があると思料するときは、議長に対し、ハラスメントに関する相談又は苦情を書面又は口頭により申し出ることができる。

(有識者からの意見聴取)

第8条 議長は、前条の申出があったときは、速やかに当該申出に係る事実関係の調査及び確認を行うものとする。

2 議長は、ハラスメントを防止するための措置及び前項の申出に係る事実関係の調査並びに確認を行うため必要があると認めるときは、亀岡市議会ハラスメント審査会(以下「審査会」という。)を設置することができる。

3 前項に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項については、議長が別に定める。

(公表等)

第9条 議長は、議員によるハラスメントがあったことを確認したときは、当該ハラスメントを行った議員の氏名の公表等必要な措置を講じなければならない。

2 議長は、前項の規定による措置を講ずるに当たっては、あらかじめ、

議会運営委員会において協議するものとする。

(守秘義務)

第10条 議員及び職員は、ハラスメントの当事者のプライバシーの保護に十分配慮し、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(研修等)

第11条 議長は、ハラスメントの防止及び排除を図るために必要な研修等の実施に努めなければならない。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

亀岡市議会ハラスメント防止条例施行規程を次のように定める。

令和7年12月23日

亀岡市議会議長 小川克己

亀岡市議会規程第 号

亀岡市議会ハラスメント防止条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、亀岡市議会ハラスメント防止条例(令和7年亀岡市条例第 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(亀岡市議会ハラスメント審査会)

第2条 条例第8条第2項の規定により設置する亀岡市議会ハラスメント審査会(以下「審査会」という。)は、次に掲げる事項について、議長に対し助言、提言等を行うものとする。

(1)ハラスメントに係る事実関係の調査に関すること。

(2)条例第7条の規定による申出に対する議会又は議員の対応に関すること。

(3)その他議長が必要と認めること。

(弁明の機会)

第3条 審査会は、条例第7条の規定による申出により、調査の対象となった議員に対し、弁明の機会を与えなければならない。

(組織)

第4条 審査会の委員(以下「委員」という。)は、ハラスメントの事案ごとに当該ハラスメントに関し識見を有する者とし、議長が招集する。

2 委員の数は、3人程度とする。

(任期)

第5条 委員の任期は、前条第1項の規定による招集をした日から条例第4条第1項に規定する必要な措置を講じた日までとする。

(会議の非公開)

第6条 審査会の会議は、非公開とする。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第8条 審査会の庶務は、議会事務局において処理する。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

第1号議案 令和7年度亀岡市一般会計補正予算（第4号）に対する修正案

第1号議案 令和7年度亀岡市一般会計補正予算（第4号）の一部を次のように修正する。

第1表 歳入歳出予算補正の表の一部を次のように改める。

1 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
19 繰入金		千円	千円	千円
		5,053,066	496,018 540,718	5,549,084 5,593,784
	2 基金繰入金	4,979,965	483,329 528,029	5,463,294 5,507,994
歳入合計		49,373,000	2,610,700 2,655,400	51,983,700 52,028,400

2 歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
7 商工費		千円	千円	千円
		669,502	△21,122 23,578	648,380 693,080
	1 商工費	669,502	△21,122 23,578	648,380 693,080
歳出合計		49,373,000	2,610,700 2,655,400	51,983,700 52,028,400

(参考) 令和7年度亀岡市一般会計補正予算(第4号)修正に関する説明書
 歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
19 繰入金	千円 5,053,066	千円 496,018 540,718	千円 5,549,084 5,593,784
歳入合計	49,373,000	2,610,700 2,655,400	51,983,700 52,028,400

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
7 商工費	千円 669,502	千円 △21,122 23,578	千円 648,380 693,080	千円 0	千円 0	千円 0 44,700	千円 △21,122
歳出合計	49,373,000	2,610,700 2,655,400	51,983,700 52,028,400	464,094	201,900	1,028,901 1,073,601	915,805

3 歳出

7款 商工費

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財 源内訳	節		説明
					区分	金額	
7款 商工費	千円 669,502	千円 △21,122 23,578	千円 648,380 693,080	千円 特定財源 0 44,700 一般財源 △21,122		千円	千円
1項 商工費	669,502	△21,122 23,578	648,380 693,080	特定財源 0 44,700 (内訳) 繰入金 0 44,700 一般財源 △21,122			
4目 観光費	134,738	215 44,915	134,953 179,653	特定財源 0 44,700 (内訳) 繰入金 0 44,700 一般財源 215	1 2 委託料	0 700	○観光推進経費増 215 44,915 ・業務委託料 0 700 ・公有財産購入費 0 44,000
					1 6 公有財 産購入 費	0 44,000	

議員の派遣について

議員を次のとおり派遣する。

1 京都府議会・市町村議会正副議長合同研修会

- (1) 目的 研修
- (2) 派遣場所 京都府京都市
- (3) 期間 令和8年1月30日
- (4) 参加議員 大塚建彦副議長

2 市町村職員等共同研修

- (1) 目的 研修
- (2) 派遣場所 京都府京都市
- (3) 期間 令和8年2月6日
- (4) 参加議員 小川克己議長、大塚建彦副議長

令和7年亀岡市議会定例会 令和8年2月特別議会・3月議会日程（案）

（2月特別議会 期間1日間 / 3月議会期間 36日間）

月	日	曜日	会 議 等	備 考
1	19	月		幹事会、会派会議
	20	火		
	21	水		(~16:00 会派異動届)
	22	木		
	23	金		幹事会、会派会議
	24	土		
	25	日		
	26	月		
	27	火		
	28	水		
	29	木		
	30	金	市長・議長議案調整、議運事前調整	
	31	土		
2	1	日		
	2	月	議会運営委員会	幹事会、会派会議
	3	火		
	4	水		
	5	木		
	6	金		
	7	土		
	8	日		
	9	月	(特別議会議案送付《議選監査委員》) 【定例会再開】2月特別議会 議運事前調整、議会運営委員会、3常任委員会、広報広聴会議	付託議案審査(契約) 幹事会等、会派会議
	10	火		
	11	水	(建国記念の日)	
	12	木	市長・議長議案調整、議運事前調整	
	13	金	(議案送付) 議会運営委員会、広報広聴会議	幹事会、会派会議
	14	土		
	15	日		
	16	月		
	17	火	<一般質問通告書データ提出：17:00>	
	18	水		
	19	木		
	20	金	【定例会再開】3月議会 <一般質問通告期限：12:00 / 請願書等提出期限：17:00>	
	21	土		
	22	日		
	23	月	(天皇誕生日)	
	24	火		
	25	水		

令和7年亀岡市議会定例会 令和8年2月特別議会・3月議会日程（案）

（2月特別議会 期間1日間 / 3月議会期間 36日間）

月	日	曜日	会 議 等	備 考
	26	木		
	27	金		
	28	土		
3	1	日		
	2	月	市長・議長議案調整（追加議案）、議運事前調整	
	3	火	【一般質問（代表）】	
	4	水	【一般質問（代表/個人）】 （追加議案送付） 議会運営委員会 < 質疑通告期限：本会議終了時 >	幹事会、会派会議
	5	木	【一般質問（個人）】	
	6	金	【一般質問（個人）】（追加議案提案、予特設置） 予算特別委員会	
	7	土		
	8	日		
	9	月	総務文教常任委員会	付託議案審査(補正予算)
	10	火	環境市民厚生常任委員会	付託議案審査(補正予算)
	11	水	産業建設常任委員会 < 討論通告期限：委員会終了時 >	付託議案審査(補正予算)
	12	木	3 常任委員会、議運事前調整、議会運営委員会 【補正予算採決】 PM 総務文教常任委員会	幹事会、会派会議 付託議案審査(条例等)
	13	金	環境市民厚生常任委員会、産業建設常任委員会	付託議案審査(条例等) AM 中学校卒業式
	14	土		
	15	日		
	16	月	PM1:00～ 予算特別委員会①	
	17	火	予算特別委員会②	
	18	水	予算特別委員会③	
	19	木	予算特別委員会④	
	20	金	（春分の日）	
	21	土		
	22	日		
	23	月	予算特別委員会⑤	PM 市長質疑 AM 小学校卒業式
	24	火	PM 予算特別委員会⑥	会派会議 AM 義務教育学校修了式
	25	水	（委員会予備日） < 意見書等提出期限：10:00 >	
	26	木	市長・議長議案調整（人事議案）、議運事前調整、 議会運営委員会 < 討論通告期限：16:00 >	幹事会、会派会議
	27	金	予算特別委員会、3 常任委員会、議運事前調整、 議会運営委員会 【議案採決等、定例会閉会】	会派会議

※令和7年亀岡市議会定例会会期：令和7年6月9日～令和8年3月27日（292日間）